

岐阜都市計画土地区画整理事業の決定（瑞穂市決定）(案)

都市計画穂積駅南土地区画整理事業を次のように決定する。

名	称	穂積駅南土地区画整理事業		
面	積	約 1.7 ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・3・403 駅前線	
	3・3・403 駅前線に穂積駅南口駅前広場を設ける。			
	上記の都市計画道路を基幹とし、幅員 6 m 及び 8 m の区画道路を配置する。			
	公園及び 緑地	公園は、計画人口 1 人当たり 3 m ² 以上かつ地区面積の 3 % 以上を確保し、利用効果を考慮して計画する。		
その他の 公共施設	地区内の下水を適切に処理するため、都市計画決定された瑞穂市公共下水道を配置する。			
宅地の整備	穂積駅南口駅前広場に隣接した街区は、商業系の土地利用を想定した街区を配置し、後背地は住宅系の土地利用を想定した街区を配置する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

J R 穂積駅の南口に隣接した区域において、人が集まり交流できる環境整備と生活利便性の向上を両立した健全な市街地形成を目的とし、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備するため、本土地区画整理事業を都市計画決定するものである。